

川越市市内循環バス検討委員会条例

平成二十六年六月二十五日

条例第五二号

(設置)

第一条 市内循環バスの運行に関する事項について調査検討するため、川越市
市内循環バス検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の
都度、市長が委嘱する。

一 学識経験者

二 市内の公共的団体等の代表者

三 その全部又は一部の区間が市内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運
送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げ
る一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)を経営する者の代表者

四 関係行政機関の職員

五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有し、市内に存する事務所若しく
は事業所に勤務し、又は市内に存する学校に在学する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る調査検討が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定め
る。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代
理する。

(会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、
委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。